

営業所事業系一般廃棄物収集運搬及び周辺清掃委託 仕様書

京都市上下水道局総務部お客さまサービス推進室

1 概要

上下水道局（以下「当局」という。）東部営業所の他 2 営業所に収集した事業系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）を受託者が市内最寄りのクリーンセンターに搬出し、新聞、雑誌、段ボール及び雑がみ（シュレッターごみ含む）についてはリサイクル施設へ搬出するものである。併せて、受託者は、集積場及び付近の床面掃き清掃も行うものとする。

なお、業務の履行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守のうえ、行うものとする。

2 場所（市内 3 営業所）

- (1) 東部営業所：京都市山科区柳辻西浦町 1 番地 1 1
- (2) 北部営業所：京都市左京区高野竹屋町 4 番地 1
- (3) 南部営業所：京都市伏見区鷹匠町 3 3 番地

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4 予定数量

月 350 キログラム程度とする。

なお、数量は予定のため増減する場合がある。また、増減による金額変更は行わない。

5 提出書類

(1) 業務着手前

- | | | |
|---|---------------------------------------|-----|
| ア | 着手通知書 | 1 部 |
| イ | 搬出計画書 | 1 部 |
| ウ | 現場代理人通知書（経歴書添付） | 1 部 |
| エ | 収集運搬業（積込む場所及び卸す場所）許可証の写し | 1 部 |
| オ | 労働者災害補償保険法の規定による保険加入証明書の写し、又はそれに代わるもの | 1 部 |

(2) 作業完了ごとに提出する書類

- | | | |
|---|---------------------|-----------|
| ア | 一般廃棄物処理報告書 | 月毎 1 部 |
| イ | 完了通知書（完了時以外は部分払請求書） | 部分払い毎 1 部 |
| ウ | 請求書（当局会計規程第 12 条関係） | 部分払い毎 1 部 |
| エ | その他必要書類等 | 必要数 |

6 業務内容

(1) 積込・搬出作業

受託者は、各事業所のごみ集積所に集積された分別ごみのうち、廃棄物を収集し、京都市内の最寄りのクリーンセンターへ搬出し、新聞、雑誌、段ボール及び雑がみ（シュレッターごみ含む）は、リサイクル施設へ搬出すること。搬出にあたっては、車両等への表示や書類の携帯など運搬に関する基準を遵守すること。保管積替えは行わないこと。収集に当たっては産業廃棄物の混入が無いことを確認し、産業廃棄物の混入を発見した場合は、集積場にて選別のうえ搬出しなければならない。

(2) 周辺清掃

受託者は、収集作業後、当該集積所及びその付近の床面掃き掃除を行い、清潔維持及び整理整頓に努めなければならない。

7 履行上の留意遵守事項

- (1) 受託者は、当局との連絡調整及び作業従事者の指揮監督を行わせるため、現場代理人を選任し現場代理人通知書を提出し、当局の承諾を得なければならない。また、現場代理人を変更したときは、速やかに当局に届け出ること。
- (2) 履行に当たっては、本作業専従者であることが認識できるよう服装等を統一し、名札、資格書等を携帯又は提出すること。
- (3) 本委託における搬出計画書は、輸送経路及び本委託に関する内容とする。その他、必要となる書類については、当局と受託者が協議のうえ、決定するものとする。
- (4) 搬出に使用するトラックについては、当局と受託者が協議のうえ、決定するものとする。各事業所の駐車スペース及び収集場所は当局の許可を得たうえ、事前に確認すること。また、運搬中は収集したごみが飛散しないよう荷台をシートで覆う等の措置を講じること。
- (5) 収集日等
 - ア 受託者は、当局の開庁時間内（平日の午前8時30分から午後5時15分まで。）に週2回実施すること。

なお、収集日については、当局職員と協議のうえ決定することとする。
 - イ 祝日等により収集する曜日と閉庁日が重なる場合は、原則、翌開庁日を収集日とする。
 - ウ 収集日等を変更する際は、当局の承諾を得なければならない。
- (6) 運搬車両への積込は、原則として人力で行うこと。
- (7) 本委託の履行に当たっては、近隣住民に対しての迷惑防止に努めるとともに安全確保に万全を期すること。
- (8) 廃棄物の収集、運搬及び積降の際の事故については、受託者が一切責任を負担するものとする。
- (9) 受託者は、当月分の処分結果報告書を作成し、収集日ごとに収集重量（1キログラム単位）を明記し、当局に提出しなければならない。

8 過積載防止処置等について

違法な過積載運行を防止するため、次のことを遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超えて廃棄物を積込まないこと。
- (2) さし枠装置車、非表示車等に廃棄物を積込まないこと。
- (3) 過積載、さし枠装置車又は非表示車等を廃棄物等の運搬等に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

9 秘密保持事項

- (1) 受託者は、業務のために提出された秘密書類及び個人情報等を業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密情報を他に開示及び漏えいしてはならない。履行期間終了後、及び契約解除後も同等とする。

10 雑則

- (1) 仕様書などに疑義がある場合、入札前に説明を受けること。契約決定後、疑義が生じた場合は、当局と受託者が協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 受託者は、受託者の過失により、建物及び器物を破損又は滅失した場合、速やかに当局に報告したうえで、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 万一事故が発生した場合は、速やかに当局に報告したうえで、受託者の責任において処理すること。